

序章

1 バリアフリー法に関する社会的経緯と概要

(1) バリアフリー法に関する社会的経緯

■ハートビル法と交通バリアフリー法

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。このような背景の中、平成6年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という。)が制定されました。

さらに、平成12年には、公共交通機関と駅などの旅客施設周辺を中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という。)が制定されました。

■バリアフリー法

平成18年には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)が制定されました。

■改正バリアフリー法

平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」,平成28年に施行された「障害者差別解消法」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京2020大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました(平成30年11月一部施行・平成31年4月全部施行)。さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリー^{※1}のさらなる取組の推進を図るための改正も行われています(令和2年6月一部施行,令和3年4月全部施行)。

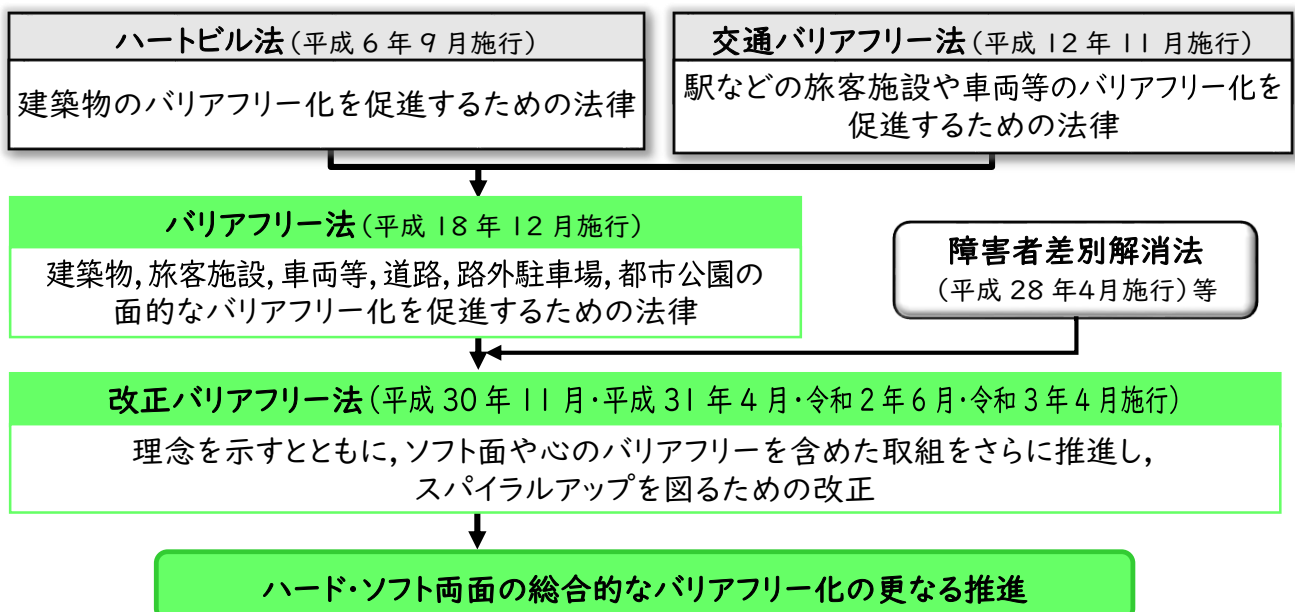


図 0.1 バリアフリー法に関する社会的経緯

※1 心のバリアフリー: 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、施設整備(ハード面)だけでなく、高齢者、障害者等の困難を、すべての人々が自らの問題として意識し、相互に理解を深めようと積極的に協力すること。

(2) 改正バリアフリー法の概要

ア 目的

改正バリアフリー法では、高齢者、障害者等^{※1}の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされています。

また、同法では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区、重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために市町村が作成するものとして、移動等円滑化促進方針や移動等円滑化基本構想を規定しています。



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

図 0.2 移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ

※1 高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者、妊産婦、けが人等、日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者

イ 法律の枠組み

改正バリアフリー法では、基本理念を示すとともに、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設時の基準適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めています。

また、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想制度によって、バリアフリー化事業の重点的かつ一体的な推進を図る枠組みを定めています。あわせて、心のバリアフリーの推進や当事者による評価を行うこととしています。

次ページに法律の概要を整理したものを示します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、**橙字**は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
緑字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

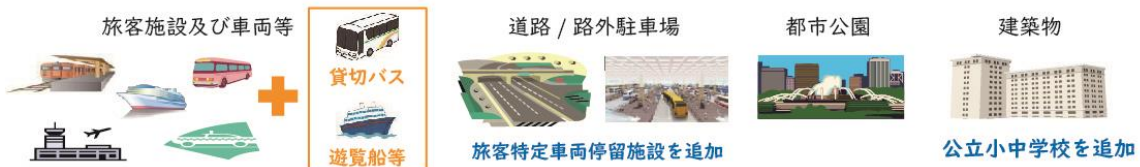
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 情報提供に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- 基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)**

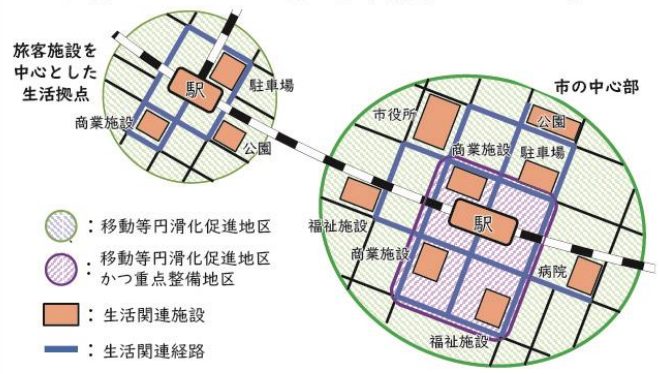
【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要)
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



6. 当事者による評価

- ・**高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)**

国土交通省資料から作成

(3) 移動等円滑化促進方針・基本構想で定める事項

市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、移動等円滑化促進地区・重点整備地区について、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想を策定するよう努めることとされています。

移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想で定めるべき事項はおおむね重複していますが、移動等円滑化基本構想では、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしています。

表 0.1 移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想で定める事項

移動等円滑化促進方針で定める事項 (バリアフリー法 24 条)	移動等円滑化基本構想で定める事項 (バリアフリー法 25 条)
1 移動等円滑化促進地区の位置及び区域	1 重点整備地区の位置及び区域
2 生活関連施設 ^{※1} 及び生活関連経路 ^{※2} 並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項	2 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
—	3 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
3 その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項 ・ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める ・ 市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる ・ 移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定める	4 その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項 ・ 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める ・ 市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる

※1 生活関連施設: 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※2 生活関連経路: 生活関連施設相互間の経路

2 策定の背景と目的

調布市では、平成 9 年に「調布市福祉のまちづくり条例」を制定し、建築物や道路、公園、交通施設等について、施設のバリアフリー化を進めてきました。

また、平成 19 年 2 月に交通バリアフリー法に基づく「調布市交通バリアフリー基本構想」を策定し、平成 22 年度を目標として、旅客施設やバス車両、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

さらに、平成 24 年 3 月には、バリアフリー法に基づく「調布市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定し、従来の計画に加え、建築物を含めたバリアフリー化事業を設定するとともに、市としてのバリアフリーの考え方を明らかにし、市内における移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目指した取組を推進してきました。

この旧基本構想の目標年次が令和 2 年度末であることや、先に示したバリアフリー法に関する社会的経緯を踏まえると、バリアフリーのまちづくりに向けた更なる取組の推進が必要なことから、改正バリアフリー法に基づき、地区設定や移動等円滑化の促進に関する事項について定める「調布市バリアフリーマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）と、令和 3 年度以降の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置づける「調布市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

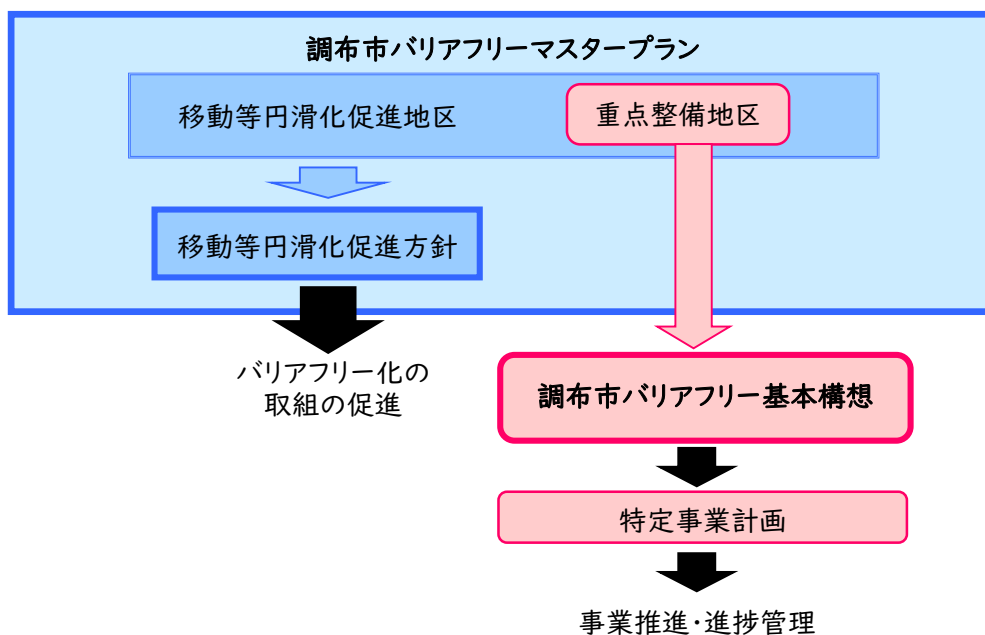


図 0.3 マスタープラン及び基本構想の枠組み

3 位置づけ

マスタープラン及び基本構想は、調布市の最上位計画である調布市総合計画とバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき定めます。また、バリアフリー法及び調布市の関連計画と整合・連携を図りながら実現していきます。

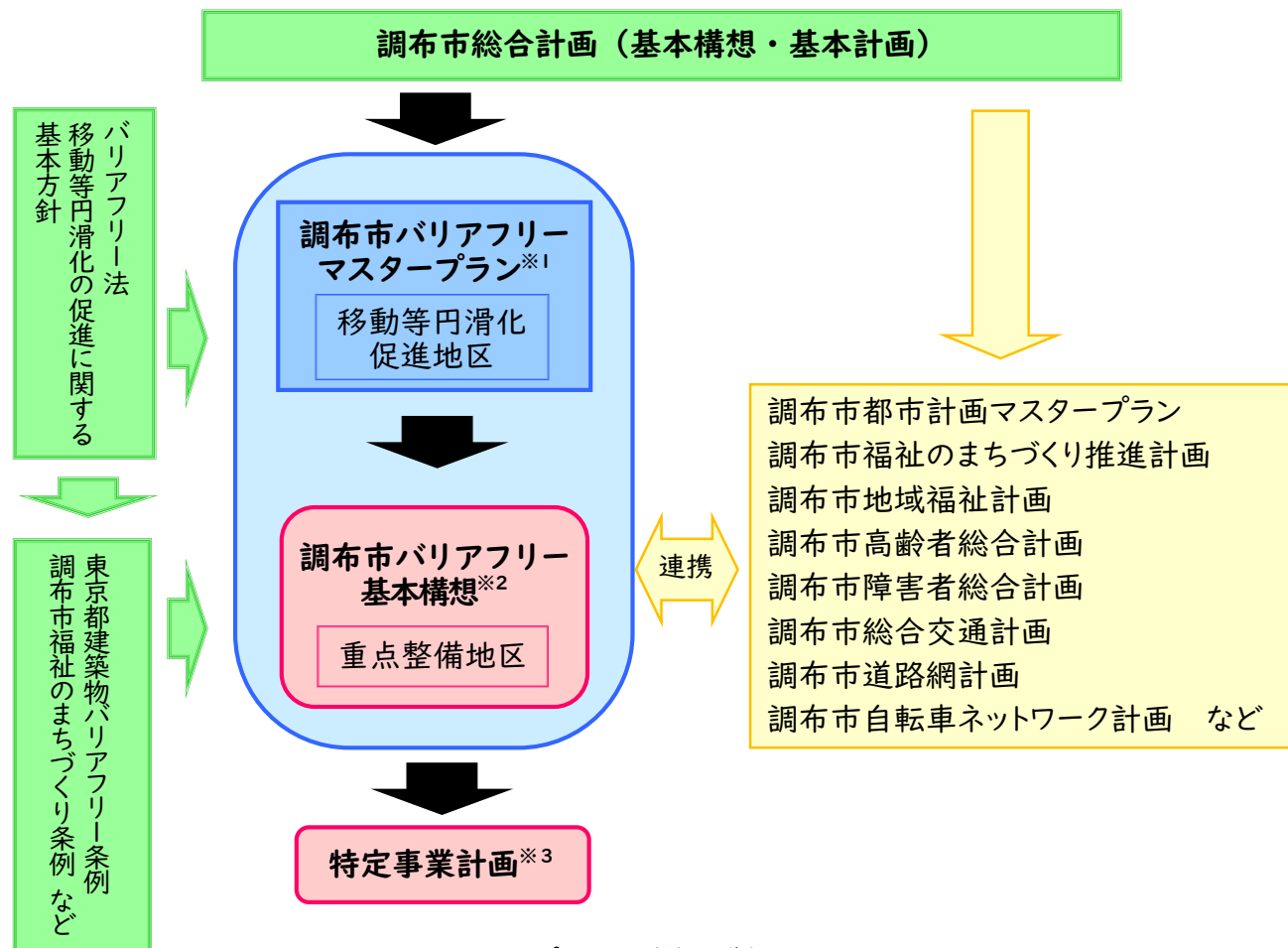


図 0.4 マスタープラン及び基本構想の位置づけ

※1 調布市バリアフリーマスタープラン：全市及び移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に向けた方針を示したもの。

※2 調布市バリアフリー基本構想：重点整備地区を位置づけ、具体的な特定事業を定めるもの。

※3 特定事業計画：調布市バリアフリー基本構想で示した特定事業に基づき、各施設設置管理者等が作成する計画。

4 策定体制と策定の流れ

(1) 策定体制

マスタープラン及び基本構想の策定に当たっては、市民、学識経験者、商工関係者、福祉関係者、行政関係者、公共交通事業者など様々な関係者の協力のもと、調布市バリアフリー推進協議会及び3つの作業部会による体制を基本として、それぞれが連携しながら検討を進めました。

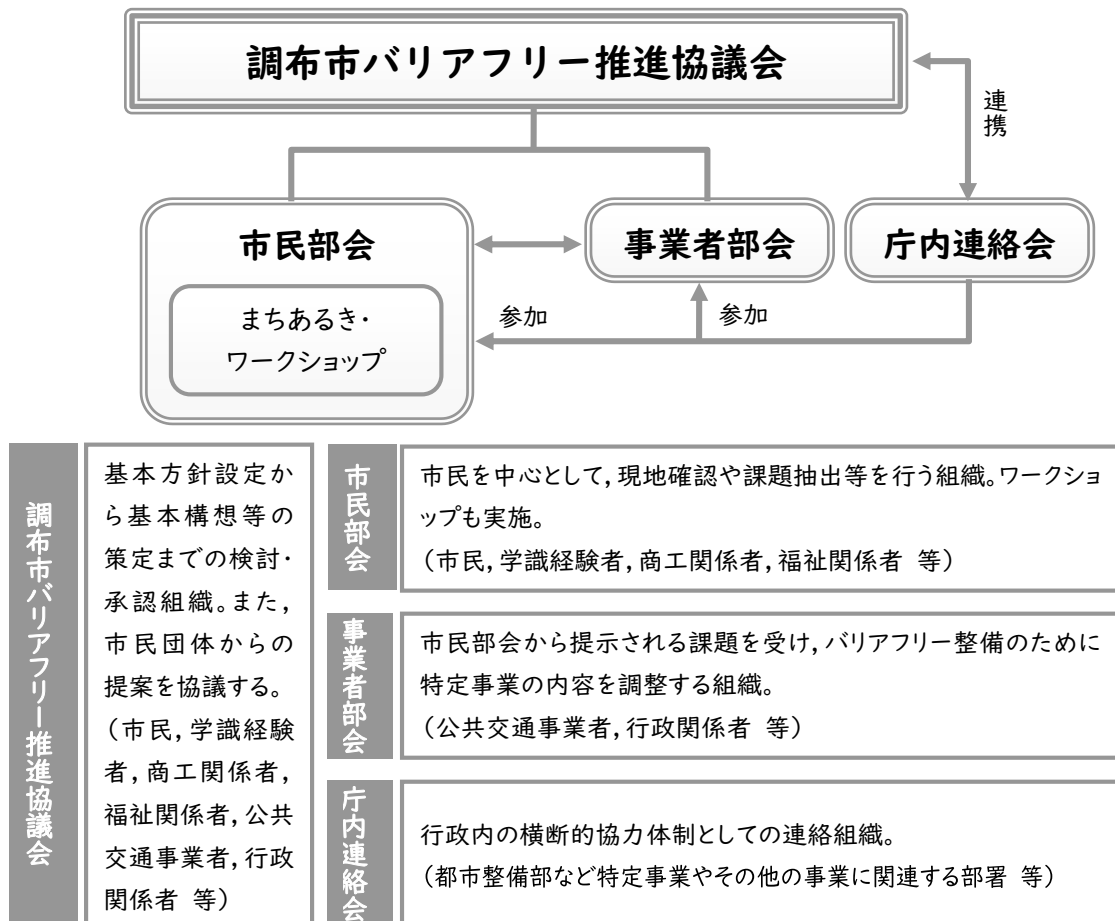


図 0.5 マスタープラン及び基本構想の策定体制

(2) 策定の流れ

令和2年度は、現況の整理や旧基本構想の評価を踏まえ、マスタープラン及び基本構想の策定に向けた課題や方針について検討しました。

さらに、令和3年度は、協議会やまちあるき点検等の結果を踏まえ、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区を設定するとともに、バリアフリー方針や特定事業内容、全市における取組、推進・評価の考え方を検討し、パブリックコメントを経て、令和4年3月に策定しました。

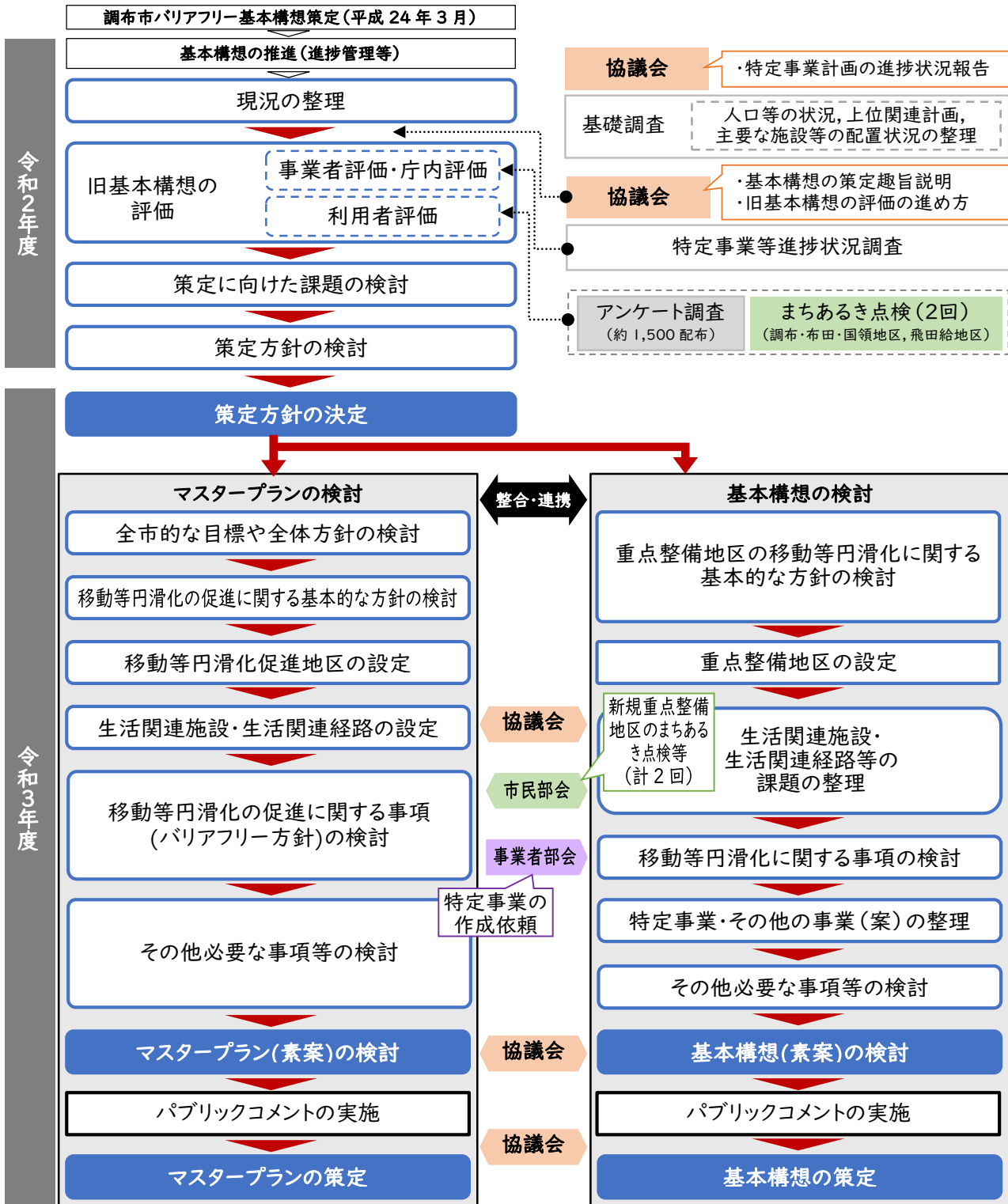


図 0.6 マスタープラン及び基本構想の策定の流れ

5 調布市におけるこれまでのバリアフリー化の取組の概要

旧基本構想の評価や新たな課題の整理等を目的に、アンケート調査やまちあるき点検等を実施しました。

表 0.2 各調査の目的・概要

調査項目	調査目的	調査概要
アンケート調査	○利用者の視点からバリアフリー状況の評価比較や、さらなる課題を抽出。また、情報バリアフリーの観点から外国人向け調査を実施。	アンケート調査 ○対象者：高齢者，障害者，子育て世代を基本とした市民全般 ○配付数：1,562 票 ○回収数：454 票（回収率 29.1%） 外国人アンケート調査 ○直接配付・回収：11 票
まちあるき点検	<令和2年度> ○旧基本構想の重点整備地区を対象に、施設や道路等のバリアフリー整備後の状況を現地確認し、良い点や改善点を把握。	○地区：調布駅周辺及び飛田給駅周辺 ○調査対象：調布クレストンホテル，調布パルコ，文化会館たづくり，飛田給駅，飛田給駅南口駅前広場，調布都市計画道路3・4・33号線，飛田給駅入口交差点
	<令和3年度> ○新規重点整備地区の施設や道路等を対象に現地確認し、バリアフリー課題を整理。	○地区：京王多摩川駅周辺 ○調査対象：京王多摩川駅，下石原小島線，京王閣競輪場，昭和信用金庫多摩川支店，調布市シルバー人材センター，こころの健康支援センター，京王多摩川さくら広場
特定事業等進捗状況調査	○旧基本構想の特定事業等の実施状況や未実施事業の要因等を把握し、進捗状況の評価。	○調査対象：重点整備地区の特定事業設定事業者，促進地区・展開地区の関係事業者 ○調査項目：令和2年度末時点の事業実施状況／次期基本構想への事業継続意向／未完了事業の理由と今後の実施可能性 他
庁内照会	○市内のバリアフリー化の推進に向けたソフト施策に関する具体的な取組内容を庁内で共有し、マスタープラン及び基本構想への反映を検討。	○各所管課で実施中または今後予定するソフト施策の取組内容について意見照会を実施。

(1) アンケート調査の主な結果と課題

ア 調査結果

各指標（5段階評価）を点数化して比較した結果、総合評価が最も高かったのは飛田給駅（3.67）であり、最も低かったのは柴崎駅（2.67）、次いで京王多摩川駅（2.73）、調布駅（3.16）でした。

表 0.3 アンケート調査結果（鉄道駅及び鉄道駅周辺の道路の利用しやすさ）

駅名	鉄道駅			旅客施設 の 評価	道路			道路の評価	総合評価	順位
	移動のしやすさ	案内のわかりやすさ	設備の使いやすさ		歩道	交差点・横断歩道	案内			
仙川駅	3.76	3.61	3.71	3.69	2.74	2.97	3.38	3.03	3.36	4
つつじヶ丘駅	3.59	3.40	3.49	3.49	2.60	3.00	3.23	2.94	3.22	6
柴崎駅	2.48	3.11	3.00	2.86	2.00	2.35	3.06	2.47	2.67	9
国領駅	3.62	3.42	3.48	3.51	3.36	3.11	3.18	3.22	3.36	4
布田駅	3.80	3.67	3.80	3.76	3.40	3.67	3.44	3.50	3.63	2
調布駅	3.20	3.23	3.37	3.27	3.02	2.97	3.14	3.04	3.16	7
西調布駅	3.73	3.50	3.64	3.62	3.00	3.22	3.11	3.11	3.37	3
飛田給駅	4.00	3.63	4.00	3.88	3.69	3.19	3.50	3.46	3.67	1
京王多摩川駅	2.75	2.86	2.50	2.70	2.86	2.43	3.00	2.76	2.73	8
全体平均	3.44	3.38	3.44	3.42	2.96	2.99	3.23	3.06	3.24	

：全体平均よりも点数が低い項目

イ 課題の整理

アンケート調査の自由意見等を踏まえ、主な課題を以下に示します。

表 0.4 アンケート調査から示された主な課題等

項目	主な課題等
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・調布駅：平成 17 年度の評価を大きく上回ったものの、利用者が多いことから、未だ課題も挙がっている。 ・京王多摩川駅：エレベーター・トイレの改良に関する指摘が多く、更なるバリアフリー化に向けた整備等が必要。
路線バス・ミニバス・タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス：ノンステップバスの普及を推進するとともに、乗務員教育の強化や道路管理者との連携によるバス停の整備等が必要。 ・ミニバス：利用者数に応じたバス本数やコースの見直しなどにより一層利用しやすい環境整備が必要。 ・タクシー：UD タクシーの普及を推進する必要。
道路・信号機	<ul style="list-style-type: none"> ・仙川駅、京王多摩川駅、調布駅周辺の道路においては、案内の充実に関する指摘が多く、複雑化・多様化する情報をわかりやすく伝達する案内表示が必要。 ・信号機については、音響式信号機の増設や広幅員道路における青時間の延長等に関する指摘が多く、更なる信号機のバリアフリー化が必要。
建築物（駐車場を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード面では段差の有無、エレベーターの有無や広さ、出入口・通路の幅員、車いす使用者用トイレの有無や設備の使い勝手、授乳室・おむつ交換台の有無等、ソフト面では職員等による人的対応、案内表示のわかりやすさ、駐車場・駐輪場の使い勝手等に関する意見が多い。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の有無や園路の平坦性、車いす使用者用トイレの有無、休憩施設（ベンチ等）の有無等に関する意見が多く、市としてこれらの方針を示し公園のバリアフリー化の推進が必要。
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプマークの普及やルール・マナーの啓発、子どもへのバリアフリー教育の充実など市民・事業者の心のバリアフリーの普及・啓発に向けた取組が必要。
情報バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー設備の情報提供やわかりやすさの向上、案内板の不足等の指摘があり、事業者への情報バリアフリーの普及・啓発に向けた取組が必要。 ・やさしい日本語の使用や緊急時における外国語での情報提供が必要。

(2) まちあるき点検による主な課題

まちあるき点検で出された意見から、各施設や経路のバリアフリー化における共通の課題となる指摘事項を以下に示します。

表 0.5 まちあるき点検から示された主な課題

項目		共通のバリアフリー課題
施設	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用トイレを設置してほしい。また、性的少数者(LGBT等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備も今後の課題である。 ・車いす使用者用トイレを設置する場合は、大型車いすの使用や介助者の同伴を想定した十分な広さを確保してほしい。 ・車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合は、それぞれ便座の向きを反対にして、左麻痺・右麻痺の両方に対応できるように配慮してほしい。 ・可能な限り、一般トイレにも、車いす使用者等が利用できる広めの個室を設けてほしい。 ・ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレに設置し、わかりやすい案内を表示してほしい。
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター内には、車いす使用者が足元まで確認できる鏡を設置してほしい。 ・車いす使用者等の優先利用について、わかりやすい場所に案内を表示するなど、利用者へのマナー啓発に努めてほしい。
	インフォメーション	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口からわかりやすい位置への設置に努めるとともに、視覚障害者等が単独でもたどり着けるような工夫が必要である。 ・車いす使用者が利用しやすい高さのカウンターを設置してほしい。
	視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・室内に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、JIS規格で床面との輝度比を確保した室内用のものを敷設してほしい。また、出入口から受付までの間を敷設するなど、障害当事者参加のもと敷設方法を検討する必要がある。
	案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ・案内サインは、知的障害者等にも認識しやすいデザインにするとともに、カラーユニバーサルデザインに配慮した配色とする必要がある。 ・触知案内図を設置する場合は、音声案内等により視覚障害者が設置位置を把握できるようにする必要がある。
	人的対応・心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・インフォメーション等に手話のできる係員やハートフルアドバイザー^{※1}等の資格を持った係員を常駐させてほしい。
経路	歩道等	<ul style="list-style-type: none"> ・2m以上の幅員を確保し、平坦でがたつきのない舗装がよい。
	横断歩道等 接続部	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度が望ましい。
	視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とする必要がある。 ・視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、柵やポラード等の障害物を設けないようにする必要がある。
	バス停	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停に停車する際は、乗り降りがしやすいように、バスを歩道に正着してほしい。
	信号機	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機のボタンは、タッチ式の方が使い勝手が良い。

※1 ハートフルアドバイザー：高齢者や障害者に対して接客サービスを提供するために必要な知識・技術として、接客サービス事業者に与えられる、厚生労働省認定の資格

(3) 特定事業等進捗状況調査の主な結果と課題

ア 事業全体の着手率・完了率

着手率は計画上の数値よりも 0.3% 高く、完了率は 7% 低い状況です。いずれの未完了事業も、基本構想への事業継続（見直しを含む）の意向があることから、引き続き事業推進を図ります。

表 0.6 各特定事業の現在の着手率と完了率（令和2年度末時点）

	着手率 ※ ¹	完了率 ※ ²
特定事業全体	82.3%	63.6%
・公共交通特定事業	100.0%	100.0%
・道路特定事業	89.8%	54.8%
・交通安全特定事業	100.0%	100.0%
・建築物特定事業	78.8%	67.2%
・準生活関連施設（その他の事業）	61.7%	43.8%
・全市的に取り組む事業	94.7%	83.3%
計画上の令和2年度末時点の着手率・完了率等	82.0%	70.6%

※¹ 着手率：全事業のうち着手した事業の割合

※² 完了率：継続事業を除く事業のうち完了した事業の割合

イ 課題の整理

事業の進捗状況を踏まえた、特定事業種別の主な課題を以下に示します。

表 0.7 主な課題等

事業の対象	実施状況	今後の課題等
公共交通	着手済み	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業を除く全特定事業が完了。 ・引き続き、人的対応・心のバリアフリー等の継続事業の推進が必要。 ・また、現在検討が行われている役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）や視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法等について、国の動向を踏まえた検討が必要。
道路	ほぼ着手済み	<ul style="list-style-type: none"> ・調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の着手率は 85.7% に対し完了率は 45.7% と低い。 ・未着手事業の事業化や、令和7年度の完成に向けた調布駅前広場の事業推進が必要。
交通安全	着手済み	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業を除く全特定事業が完了（生活関連経路上の信号機のバリアフリー化を含む。）。 ・引き続き、エスコートゾーンの設置や自転車利用者へのマナー啓発等の推進が必要。
建築物	未着手事業への対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の着手率は 75.2%、完了率は 63.9%、また、飛田給駅周辺地区の準生活関連施設の着手率は 61.7% に対し完了率は 43.8% と低い。 ・引き続き、未完了事業の推進が必要。 ・未着手事業や大規模改修等を伴う実施時期未定の事業について、引き続き事業の推進が必要。 ・特定事業に新たに追加された「教育啓発特定事業」について、民間施設を含めて積極的な位置づけに向けた調整が必要。
全市的に取り組む事業	ほぼ着手済み	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、継続事業の推進が必要。